

水銀使用廃製品への対応について

平成25年10月に熊本県熊本市及び水俣市で開催された国際会議において「水銀に関する水俣条約」が全会一致で採択されたことを受け、平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下、「水銀汚染防止法」という。）」が公布されました。これを受け、本市では、制定された法に沿った対応を実施します。

1 水銀汚染防止法の概要

(1) 法律の趣旨

水銀の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀の掘採（採掘及び試掘）から貿易、使用、排出、放出、廃棄等に至るライフサイクル全体を包括的に規制

(2) 市町村の責務

水銀使用製品の適正な分別回収のため、法第17条に市町村の責務を規定

法第17条 市町村の責務

市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(3) 公布日

平成27年6月19日

(4) 施行日

同法第17条(市町村の責務)については、平成28年12月18日に施行

2 適正回収の対象となる主な水銀使用製品



水銀血圧計



水銀体温計



蛍光管

3 本市の現状

○家庭から排出される水銀使用製品の回収を次のとおり実施

品目	回収方法	処理方法
水銀血圧計 水銀体温計	小物金属の日に集積所から回収	処理委託
蛍光管	生活環境事業所等へ持ち込む拠点回収	処理委託
	普通ごみの日に集積所から普通ごみと合わせて回収	焼却処理

4 本市の今後の対応

○普通ごみとして排出される蛍光管について、次の対応を図る

- ・普通ごみに排出される蛍光管を割らずに回収
- ・回収した蛍光管の適正処理

(1) 回収方法等

- ◆ごみ収集車に蛍光管専用の収納箱を設置する改造を平成28年4月以降、順次実施し、法律が施行される平成28年12月までに蛍光管を割らない分別回収を本格実施
- ◆現在と同様に普通ごみの収集日に蛍光管を回収
- ◆本格実施までは、収納箱を設置した車両から順次、蛍光管を割らずに回収する取組を開始するとともに、収納箱が未設置の車両についても既存のスペースを活用し、可能な限り蛍光管を割らずに回収

参考：普通ごみ収集車両（蛍光管収納箱設置車）



(2) 処理方法

回収した蛍光管は水銀のほか、ガラス・金属類についてもリサイクル・適正処理を行うことのできる事業者へ処理委託を実施

(3) 市民への周知方法

平成28年12月までに行う「蛍光管の分別回収の本格実施」に向けて、本市ホームページ・ごみアプリなどの活用やリーフレット等を配布し、市民へ周知